

保医発第1031001号  
平成19年10月31日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成19年11月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-2を次のように改める。
  - (1) 血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)

別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、6月に1回を限度として算定できる。血液細胞核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法による。
  - (2) WT1 mRNA定量
    - ア WT1 mRNA定量は、区分「D006-2」血液細胞核酸増幅同定検査(造血器腫瘍核酸増幅同定検査)に準じて算定する。
    - イ WT1 mRNA定量は、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白

血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D009中(12)から(22)までを(13)から(23)までとし、(11)の次に次のように加える。

(12) 血清中抗p53抗体測定

ア 血清中抗p53抗体測定は、区分「D009」腫瘍マーカーの「9」のBCA225精密測定に準じて算定する。

イ 血清中抗p53抗体測定は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

改正後	現行
<p>D006-2 血液細胞核酸増幅同定検査 (造血器腫瘍核酸増幅同定検査)</p> <p>(1) <u>血液細胞核酸増幅同定検査 (造血器腫瘍核酸増幅同定検査)</u> 別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、6月に1回を限度として算定できる。<u>血液細胞核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法による。</u></p> <p>(2) <u>WT1 mRNA定量</u> ア <u>WT1 mRNA定量は、区分「D006-2」血液細胞核酸増幅同定検査 (造血器腫瘍核酸増幅同定検査) に準じて算定する。</u> イ <u>WT1 mRNA定量は、リアルタイムPCR法により、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。</u></p> <p>D009 腫瘍マーカー (1)～(3) (略) (3) 血清中抗p53抗体測定 ア <u>血清中抗p53抗体測定は、区分「D009」腫瘍マーカーの「9」のBCA225精密測定に準じて算定する。</u> イ <u>血清中抗p53抗体測定は、食道癌、大腸癌又は乳癌が強く疑われる患者に対して行った場合に月1回に限り算定できる。</u> (3)～(4) (略)</p>	<p>D006-2 血液細胞核酸増幅同定検査 (造血器腫瘍核酸増幅同定検査)</p> <p>別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、6月に1回を限度として算定できる。<u>血液細胞核酸増幅同定検査は、PCR法、LCR法又はサザンブロット法による。</u></p> <p>D009 腫瘍マーカー (1)～(3) (略) (3)～(4) (略)</p>